

役員等報酬規程

令和6年7月1日改定

社会福祉法人公友会

社会福祉法人公友会役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人公友会（以下「法人」という。）役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）に支給する報酬及び旅費等について定めるものとする。

(定義)

第2条 前条の役員とは、理事及び監事をいう。

(役員報酬の総額)

第3条 法人は、次の各項に定める金額の範囲内で役員に報酬を支給することができる。ただし、次の各項の報酬総額とは、役員としての報酬の総額であり、法人が経営する老人福祉施設等に常時勤務し、給料の支給を受ける者の職員としての報酬を含まない。

- 2 法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

(役員等の報酬)

第4条 役員が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表に定める報酬を支給する。ただし、法人が経営する老人福祉施設等に常時勤務し、給料の支給を受ける者については、報酬を支給しない。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表に定める報酬を支給する。
- 3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表に定める報酬を支給する。ただし、法人が経営する老人福祉施設等に常時勤務し、給料の支給を受けている者については、報酬を支給しない。
- 4 監事は、第1項のほか法人の業務執行の状況、法人の財産の状況の監査業務に従事する場合又は神奈川県若しくは横須賀市が行う法人及び施設の指導監査に立会う場合の報酬については、別表に定める報酬を支給する。

(役員等の実費弁償費)

第5条 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席する役員等に対して、別表に定める実費弁償費を支給する。この場合、通常の交通機関を利用し、合理的な経路により算定した額が実費弁償費を超える場合は、その実費を支給する。

- 2 監事が前条第4項に定める業務のために出席した場合の実費弁償費については、前項に準ずる。
- 3 役員等の中で、第3条第1項及び第3項ただし書の規定に該当する者には実費弁償費を支給しない。

(出張旅費)

第 6 条 役員等が法人業務又は老人福祉に関する研修等に出席する場合の旅費については、老人福祉施設に勤務する職員に支給する旅費規程に準じた額を支給する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

別表

区 分	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 10,000 円	日額 3,000 円
評議員会出席報酬等	日額 10,000 円	日額 3,000 円
監事監査業務等報酬等	日額 10,000 円	日額 3,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	日額 10,000 円	日額 3,000 円

注 報酬は、所得税法の規定に基づき所定の源泉徴収額を控除した後の額が別表に定める額となるよう算定するものとする。